

貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. とらいく屋 (以下「当社」という) は、この貸渡約款 (以下「約款」という) の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタルバイク」という) を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

1. 借受人は、レンタルバイクを借りるにあたって、約款及び当社所定の料金表等に同意の上、当社指定の方法により、あらかじめ車種、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、ヘルメット等の備品の要否、その他の借受条件 (以下、「借受条件」という) を明示して予約の申込を行うことができます。なお、当社は、電話連絡並びに電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。
3. 借受人及び当社は、本条第1項の借受開始日時までに、レンタルバイクの貸渡契約 (以下「貸渡契約」という) を締結するものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、予約の成立後、前条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消し等)

1. 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、予約した借受開始時刻を1時間以上経過しても貸渡契約の締結手続きに着

手しなかったときは、当社が特に認めた場合を除き、予約が取り消されたものとみなします。

3. 前2項の場合、借受人は、当社所定の予約取消手数料（キャンセル料）を直ちに当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、当社に対し当社指定のキャンセル料を支払うものとします。ただし、レンタル当日が悪天候であると当社が判断する場合、キャンセル料は請求しないこととします。
5. 当社の都合により予約が取消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
6. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人、もしくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡約款が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。
7. 当社及び借受人は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本約款に定める場合を除いて、相互に何らの請求もできないものとします。

第5条（貸渡不能の場合の措置）

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、借受人に対して第2条第1項の借受条件に該当するレンタルバイクの貸渡ができないことが判明したときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、借受条件以外のレンタルバイクを貸渡することが可能なときは、借受人に借受条件と異なる条件のレンタルバイク（以下「代替レンタルバイク」という）の案内をするものとします。
3. 借受人が、前項の案内を受けて改めて予約の申込をしたときは、当社は、予約のあった条件のうち満たさなかった条件以外は先の予約時と同一の借受条件で、予約に応じるものとします。この場合、借受人は、代替レンタルバイクの貸渡料金と予約のあった条件のレンタルバイクの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 本条第1項の場合で、当社が代替レンタルバイクを貸渡することが不能なとき又は借受人が本条第2項の案内を拒絶したときは、予約は取消されるものとします。
5. 借受人は、本条第1項の事由により、予約したレンタルバイクの貸渡を受ける事ができなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、本条及び前条に定める請求のみができるものとします。
6. 当社は、天災、盗難、車両の故障、他の借受人による不返還その他の不可抗力の事由により、借受人に対して第2条第1項の借受条件に該当するレンタルバイクの貸渡ができないことが判明したときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。こ

の場合、当社は、借受人に代替レンタルバイクの案内をすることができるものとし、借受人が案内を受けて改めて予約の申込をしたときは、本条第3項に従うものとし、

7. 前項の場合で、借受人が案内を拒絶したとき又は当社が代替レンタルバイクの案内をしなかったときは、予約は取消されるものとします。
8. 借受人は、本条第6項の事由により、予約したレンタルバイクの貸渡を受ける事ができなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、いかなる請求もできないものとします。

第6条 (予約業務の代行)

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という）において予約を申込をすることができます。
2. 前項の申込を行ったときは、借受人は、予約の変更又は取消はその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸 渡

第7条 (貸渡契約の成立)

1. 貸渡契約は、借受人が借受条件を明示の上で当社に貸渡料金を支払い、当社が約款等により貸渡条件を明示の上で借受人にレンタルバイクを引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 借受人以外でレンタルバイクを運転する者（以下「運転者」という）がいる場合、運転者が貸渡契約を申込んだときに、借受人、運転者及び当社の間で貸渡契約が成立するものとします。運転者は、貸渡契約の締結にあたり、約款で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. 当社は、「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2. 許可に対する条件(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票を含む)及び第12条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の提示及びその写しの提出を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の他に本人確認をすることができる書類の提示及びその写しの提出を求めることがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとします。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、携帯電話番号等の緊急

連絡先の提示を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとします。

6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し貸渡料金を現金、またはクレジットカード、その他の支払方法による支払いを求め、支払方法を指定することがあります。
7. 当社は、借受人又は運転者が前4項の定めに従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

第8条 (貸渡拒絶)

1. 当社は、借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) レンタルバイクの運転に必要な運転免許証を有していないとき、又は当社に対して運転免許証の提示、もしくはその写しの提出がないとき
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
- (4) 運転免許を取得してから1年以上経過しない場合、または運転免許を取得してから1年以上経過していても運転の習熟に不安があるとき
- (5) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められたとき
- (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、もしくは合理的範囲を超える負担を超える費用を要求し、または暴力的行為あるいは言辞を用いたとき
- (7) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または業務を妨害したとき
- (8) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき
- (9) 過去の貸渡しにおいて、第15条各号に掲げる行為があったとき
- (10) 未成年者であるとき
- (11) 借受人が決済可能なクレジットカードを有しないとき
- (12) 約款又は細則に違反する行為があったとき
- (13) その他、当社が不適当と認めたとき

2. 前1項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第9条 (貸渡料金)

1. 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、当社に対して貸渡料金を支払うものとします。

貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又は計算根拠を別途明示します。

- (1) 基本料金
- (2) オプション料金
- (3) その他の料金

2. 基本料金は、レンタルバイクの貸渡し時において、当社が地方運輸支局運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第12条第1項においても同じ）に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 当社が、本約款に定める予約を完了した後に貸渡料金を改定した時は、予約時に適用した料金表に定める価格を貸渡料金とします。

第10条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件を変更するときは、あらかじめ当社の承諾を得なければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第11条（点検整備等）

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）及び第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸渡すものとします。
2. 借受人及び運転者は、貸渡契約の締結にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルバイクに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は、前項の確認によってレンタルバイクに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第12条（貸渡証の交付、携行等）

1. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタルバイクの引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下、「使用中」という）、前項より交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタルバイクを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返

還するものとします。

第4章 使用

第13条 (管理責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用時、善良な管理者の注意義務をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。
2. 借受人及び運転者は、レンタルバイクを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守するものとします。

第14条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第15条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) レンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
- (2) レンタルバイクを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること
- (3) レンタルバイクを転貸し、第三者に使用させ又は担保の用に供する等の行為をすること
- (4) レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改装する等その現状を変更すること
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テストや競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)若しくは未舗装道路での走行に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること
- (8) レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと
- (9) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること

第16条 (違法駐車の場合の措置等)

1. 借受人及び運転者は、レンタルバイクに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴う

レッカー移動、保管、引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。

2. 当社は、警察からレンタルバイクの違法駐車連絡を受けたときは、借受人及び運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時までには管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人及び運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を確認することができるものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人及び運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。
4. 当社は、借受人及び運転者に対して、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭して違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の文書（以下「自認書」という）に署名するよう求めることができ、借受人及び運転者はこれに従うものとします。
5. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察及び公安委員会に対して自認書、貸渡証等の個人情報を含む資料及び弁明書等の資料を提出するなどの必要な協力をを行うことができるものとし、借受人及び運転者はこれに同意するものとします。
6. 借受人及び運転者は、連帯して、当社が放置違反金納付命令を受けて放置違反金を納付した場合には本項第1号及び第3号の金銭を、また当社がレンタルバイクの探索、車両の移動等に要する費用を負担した場合には本項第2号及び第3号の金銭を、当社が指定する期日までに、当社に支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) レンタルバイクの探索費用、車両の移動、保管引取りに要した費用
 - (3) 当社が別途定める駐車違反違約金
7. 当社は、借受人及び運転者が前項に基づき前項第1号の放置違反金相当額を当社に支払った後に、借受人及び運転者が当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより当社が放置違反金の還付を受けたときは、支払いを受けた放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還するものとします。

第5章 返 還

第17条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、借受期間満了時までにはレンタルバイクを所定の返還場所において当社に返

還するものとし、借受人は、借受期間満了時までレンタルバイクを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとし、

2. 借受人は、前項の規定に違反したときは、当該違反が天災その他の不可抗力に起因する場合を除き、借受期間満了時からレンタルバイク及び備品を返還するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うものとし、また、前項の規定に違反したことにより当社が損害を受けた場合は、借受人はその損害の一切を賠償するものとし、
3. 借受人は、当社の立会いのもとに、引渡時の状態（通常の使用による劣化、摩耗を除く）で、レンタルバイクを返還するものとし、
4. 借受人は、レンタルバイクの返還にあたっては、燃料タンクが燃料で満ちている状態（以下「満タン」という）で返還するものとし、満タンでない場合には、当社所定の計算方法で清算するものとし、

第18条（返還時の確認等）

借受人は、レンタルバイクの返還にあたっては、借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタルバイクの返還後においては、遺留品の保管等について一切責任を負わないものとし、

第19条（借受期間延長時の貸渡料金）

1. 借受人は、第10条第1項に基づく当社の承諾を受けて借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と所定の超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとし、
2. 借受人は、第10条第1項に基づく当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後返還したときは、前項後段の料金に加え、当社が別途定める違約金を支払うものとし、

第20条（精算）

1. 借受人は、レンタルバイク返還時に延長料金、違約金等の未精算金（以下「未精算金」という）がある場合には、当該未精算金を直ちに当社に支払うものとし、
2. レンタルバイク返還時にガソリン等の燃料が未補充の場合、借受人は、使用中の走行距離に応じて当社所定の換算表により算出した金額（以下「燃料精算金」という）を、直ちに当社に支払うものとし、

第21条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、第10条に基づく当社の承諾を受けることなくレンタルバイクを返還しないときは、当社への事前連絡の有無を

問わず、レンタルバイクの所在を確認するのに必要な措置及び刑事告訴を行うなどの法的手続を実施するものとします。

2. 前項に該当する場合、借受人は、借受期間満了時から当社がレンタルバイクを回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うと共に、第26条の定めにより当社に与えた損害（レンタカーの探索及び回収、並びに借受人の探索に要した費用を含む）について賠償する責任を負うものとします。
3. 当社は、借受人の責めに帰すべき事由によらない天災、事故、盗難その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間満了時までレンタルバイクを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。
4. 当社は、借受人が借受期間満了日から起算して3日以上、レンタルバイクの返還もなく、借受人と連絡がつかない場合は、借受人によりレンタルバイクの盗難があったものとみなします。この場合は、所轄警察署へ盗難届けを提出するものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第22条（故障）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項に定める異常もしくは故障が、借受人又は運転者の故意もしくは過失による場合は、約款第26条の定めにより当社に与えた損害（レンタルバイクの引き取り及び修理に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとします。

第23条（事故）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず、警察への通報その他の法令上の措置をとるとともに、以下に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
 - (2) 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する修理工場で行うこと
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社及び保険会社の承諾を受けること
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理及び解

決するものとしす。

3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとしす。

第24条（盗難）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、以下に定める措置をとるものとしす。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、当社が要求する書類等を遅滞なく提出すること
2. 盗難によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとしす。
3. 当社は、盗難が借受人又は運転者の責めに帰すべき事由により生じたか否かにかかわらず、別途定める料金を借受人及び運転者に請求することがあります。

第25条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において事故、盗難その他の事由（以下、「事故等」といいます）によりレンタルバイクが使用できなくなったとき（道路運送車両法等の法令に定める基準を満たさなくなったときを含みます）は、貸渡契約は終了するものとし、借受人又は運転者は、第5章の定めにより直ちにレンタルバイクを当社に返還するものとしす。
2. 借受人は、前項の場合、未精算金又は燃料精算金があるときは、第5章の定めにより直ちにこれを当社に支払うとともに、第26条の定めにより当社に与えた損害（レンタルバイクの引取り及び修理等に要する費用を含みます）を賠償する責任を負うものとし、当社は受領済の貸渡料金及び免責補償手数料を返還しないものとしす。
3. 故障等が、当社の責に帰すべき事由により生じた場合は、借受人は、当社から第5条に従い代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとしす。借受人が代替レンタルバイクの提供を受けないとき又は当社が代替レンタルバイクを提供できないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとしす。
4. 事故等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から貸渡契約終了時までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとしす。
5. 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとしす。

第26条（損害賠償）

第7章 賠償及び補償

第26条 (賠償及び営業補償)

1. 借受人又は運転者は、その責に帰すべき事由により第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については、別途料金表等に定めるところにより、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。

第27条 (保険)

1. 借受人及び運転者が約款等に基づく賠償責任を負うときは、レンタルバイクについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。また、別途締結する損害保険契約の特約がある場合は、その特約に応じた保険金が給付されます。ただし、保険約款又は補償制度の免責事由に該当するときはこの保険金又は補償金は支払われません。
 - (1) 対人保険：1名につき 無制限（自動車損害賠償責任保険による金額を含む）
 - (2) 対物保険：1事故につき 無制限（免責額 10万円）
 - (3) 搭乗者保険：1名につき 500万円
2. 保険金または補償金が支払われない損害及び前項の定めにより支払われる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
3. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 解除

第28条 (貸渡契約の解除)

1. 当社は、借受人又は運転者が使用中に約款に違反したとき、又は約款第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、借受人又は運転者は、第5章の定めに従い未精算金又は燃料精算金があるときは、直ちにこれを当社に支払います。
2. 前項の場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとし、解除により被った損害を借受人及び運転者に賠償請求できるものとします。

第29条 (合意解約)

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、24時間以内の解約の場合は、残額を返還しないものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、当社所定の解約手数料を支払うものとします。
3. 借受人又は運転者は、解約手数料のほか、未精算金又は燃料精算金があるときは、第20条の定めより、これらを直ちに当社に支払うものとします。

第9章 個人情報

第30条 (個人情報)

1. 当社は、借受人及び運転者から取得した個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号その他の連絡先、運転免許証情報等の個人を識別することができるものをいう）を、以下の各号に定める目的で利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、この範囲を超えて個人情報を利用することはありません。
 - (1) レンタルバイク事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため
 - (2) 貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者の本人確認及び審査を行うため
 - (3) 当社において取り扱う自動二輪車、原動機付自転車、保険等の商品、サービス等に関する営業上のご案内を行うため
 - (4) 当社において取り扱う商品、サービスの企画、開発、品質向上、改善あるいはお客様満足度向上策等の検討とそのために行うアンケート調査を実施するため
 - (5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため
 - (6) 前各号の他、約款に基づくサービスを提供するため
2. 当社は、前項に定めている目的以外で借受人及び運転者の個人情報を取得する場合は予めその利用目的を明示して行うこととします。
3. 当社は、個人情報保護法その他の法令により認められる事由がある場合を除き、個人情報を提供した借受人又は運転者の同意を得ることなく当該個人情報を第三者に提供することはありません。
4. 当社は、個人情報の取り扱いに関する業務を委託するために、本条に定める利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を業務委託先に提供することがあります。この場合においても、当社は、業務委託先に対して提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに、適切な管理をします。

第10章 雑則

第31条（相殺）

当社は、約款及び細則に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも対当額において相殺することができるものとします。

第32条（消費税）

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第33条（遅延損害金）

借受人及び運転者は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第34条（準拠法等）

本約款の解釈及び本約款に基づくレンタルバイクの貸渡は、日本法に準拠します。

第35条（約款及び細則）

1. 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、店頭に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表等にこれを記載するものとします。

第36条（管轄裁判所）

この約款及び細則に関して紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（附則）

本約款は、許可を受けた日から施行します。

以上

別紙

【予約申込金】

当社所定の料金表に基づく貸渡料金の50%

【予約取消料（キャンセル料）】

- ・ 借受予約日の7日前の営業時間内・・・・・・・・無料
- ・ 借受予約日の6日から3日前の営業時間内・・・・貸渡料金の20%
- ・ 借受予約日の2日及び前日の営業時間内・・・・貸渡料金の30%
- ・ 借受予約日の当日・・・・・・・・・・・・・・・・貸渡料金の50%

※18時以降のキャンセルは、翌日のキャンセル扱いとなります。

【違約金】

① レンタルバイク

- ・ 予定の返還場所に返還されなかった場合・・・・100,000円
- ・ 予定の返還場所に返還された場合・・・・・・・・50,000円

② 備品

- ・ 使用不能の場合・・・・・・・・代替品の購入金額の75%
- ・ 修理を要する場合・・・・・・・・修理日数×該当品の1日あたりのレンタル料金×50%

【解約手数料】

(貸渡契約で定めた借受期間の基本料金) - (貸渡しから解約による返還までの期間に対応する基本料金) ×50%

以上